

地球温暖化対策に係る主要３施策の取りまとめと 総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定

【概要】

- 2010 年 12 月 28 日の地球温暖化問題に関する閣僚委員会にて「地球温暖化対策の主要 3 施策について」を取りまとめた。

【成果】

- 以下のポイントについて地球温暖化問題に関する閣僚委員会では了承。
 - ・「地球温暖化対策のための税」については、平成 23 年度から導入する。所要の配慮事項を実施する。
 - ・「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」については、次期通常国会に関係法案を提出する。制度全体の負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する。平成 24 年度からの制度導入を目途として、国民各層との十分な対話を行いながら検討を進める。また、制度導入後も柔軟に見直しを行う。
 - ・「国内排出量取引制度」については、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。
 - ・「環境・エネルギー大国戦略」を更に充実させた、総合的なグリーン・イノベーション戦略を策定することとする。

【今後の取組】

- 「地球温暖化対策のための税」を含む税制改正法案の審議
- 「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」の関係法案の審議
- 総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定

(関連)：主要 3 施策を規定した地球温暖化対策基本法案の審議



全量買取方式の固定価格買取制度の導入

【概要】

- 固定価格買取制度について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において、制度の詳細設計について検討を行い、報告書案を作成。

報告書に記載された主な内容

- ・ 買取対象を太陽光発電（発電事業用まで拡大）、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電へと拡大し、その発電設備の要件を担保するためには、国又はその他の適切な者が、要件に該当しているか否かについて確認を行うことが必要。
- ・ 工場・事業所用、発電事業用設備の太陽光発電については全量買取方式が適当。
- ・ バイオマス発電の買取対象に関しては、①既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらないこと、②持続可能な利用が可能であること、③L C Aの観点から地球温暖化対策に資すること、などに配慮することが必要。
- ・ 出力増強による発電量の増加分は、新設の設備による発電量と同様に評価し、買い取ることが適切。

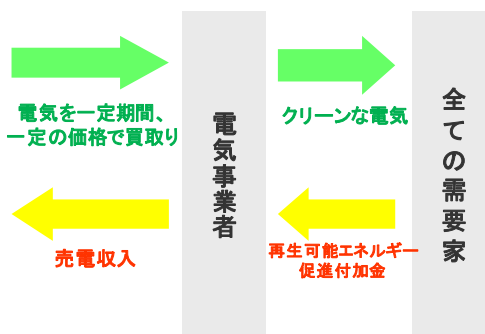
等

【アウトカム】

- 本制度の創設等により、2020年に一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。 ※2010年6月閣議決定「新成長戦略」及び「エネルギー基本計画」

【今後の取組】

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、買取制度小委員会報告書を取りまとめるとともに、その内容を反映した関連法案を国会に提出。 国民各層との十分な対話を行いながら、平成24年度から制度導入を目指す。



※本頁の情報は、いずれも2011年1月時点

スマートグリッド導入、系統運用ルール策定、 系統連携量等電力システムの高度化

【概要】

- スマートグリッドを基礎とした、再生可能エネルギーを住宅やビル、交通、ライフスタイル転換など一連の社会システムとして効率的に活用する「スマートコミュニティ」の構築に向け、実証地域を2010年4月に選定。8月にはマスタープランを策定し、翌年の実証開始に向け、エネルギーマネジメントシステムと蓄電池技術等の開発を実施。

【アウトカム】

- ダイナミックな料金変動等を通じ、再生可能エネルギーの出力変動に需要をあわせる技術確立し、大量の再生可能エネルギーを、低コストで有効に活用する社会を構築する。
- 国際標準化等を通じてエネルギーマネジメントや蓄電池など我が国の技術的「強み」を強化し、経済成長と国内市場の創出につなげる。

【今後の取組】

- 2011年より、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」及び「次世代エネルギー技術実証事業」を開始し、次世代エネルギー・社会システム協議会等において途中経過の報告や実証内容の見直しを行っていく。
- 次世代送配電システム制度検討会及びスマートメーター制度検討会の検討結果を踏まえた、電気事業分科会における制度的な対応等の検討を行う。



次世代エネルギー・社会システム実証事業のイメージ

風力発電・地熱発電立地のゾーニング、漁業協同組合との連携等による洋上風力発電推進等や規制改革

【概要】

- 風力・地熱発電立地のゾーニングについては、関連情報の整備・発信等のための予算案を閣議決定。また、社会的条件も考慮に入れた現実的な導入可能量の算出のための調査を実施中。
- 洋上風力発電の技術研究開発については、現在、千葉県銚子沖と福岡県北九州沖において、着床式洋上風力発電システムの実証研究を実施中。また、浮体式については、実証機の設置候補海域として長崎県五島市を選定。
- 漁港のエコ化推進のための技術検討会を水産庁を中心に設置し、漁港における非化石燃料の供給促進等によるCO2削減や省エネについて検討を開始。
- 内閣官房総合海洋政策本部事務局に洋上風力発電等に関する関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁間の連携を強化。

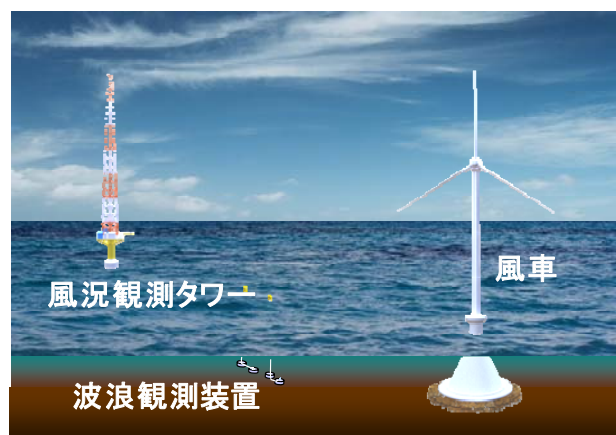
【アウトカム】

- こうした取組等を通じ、再生可能エネルギー発電設備の建設を迅速化することで、2020年に一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。

※2010年6月閣議決定「新成長戦略」及び「エネルギー基本計画」

【今後の取組】

- 風力・地熱発電は、全国の賦存量と各規制法ごとの設置制限等（許可区域、認可区域、届出区域等）の状況などを統合した地図情報として整備し、順次ウェブサイトで公表。
- 洋上風力発電について、風車の更なる大型化等の技術研究開発を実施。浮体式については、実証機の設置候補海域における気象・海象・生物調査及び小規模試験機の詳細設計・製造並びに浮体・係留設備の安全性に係る技術研究開発及び安全ガイドラインの作成を実施。
- 漁港のエコ化推進のための技術検討会について、中間取りまとめを行う予定。
- 必要に応じ、洋上風力発電等に関する関係省庁連絡会議を開催。
- 港湾又は海岸保全区域における風力発電施設設置の判断基準等の明確化について措置。



風況観測及び発電システム実証研究イメージ

（提供：東京電力（株）、東京大学、鹿島建設（株））

リースによる低炭素設備の導入促進の枠組みと低炭素投融資の促進

【概要】

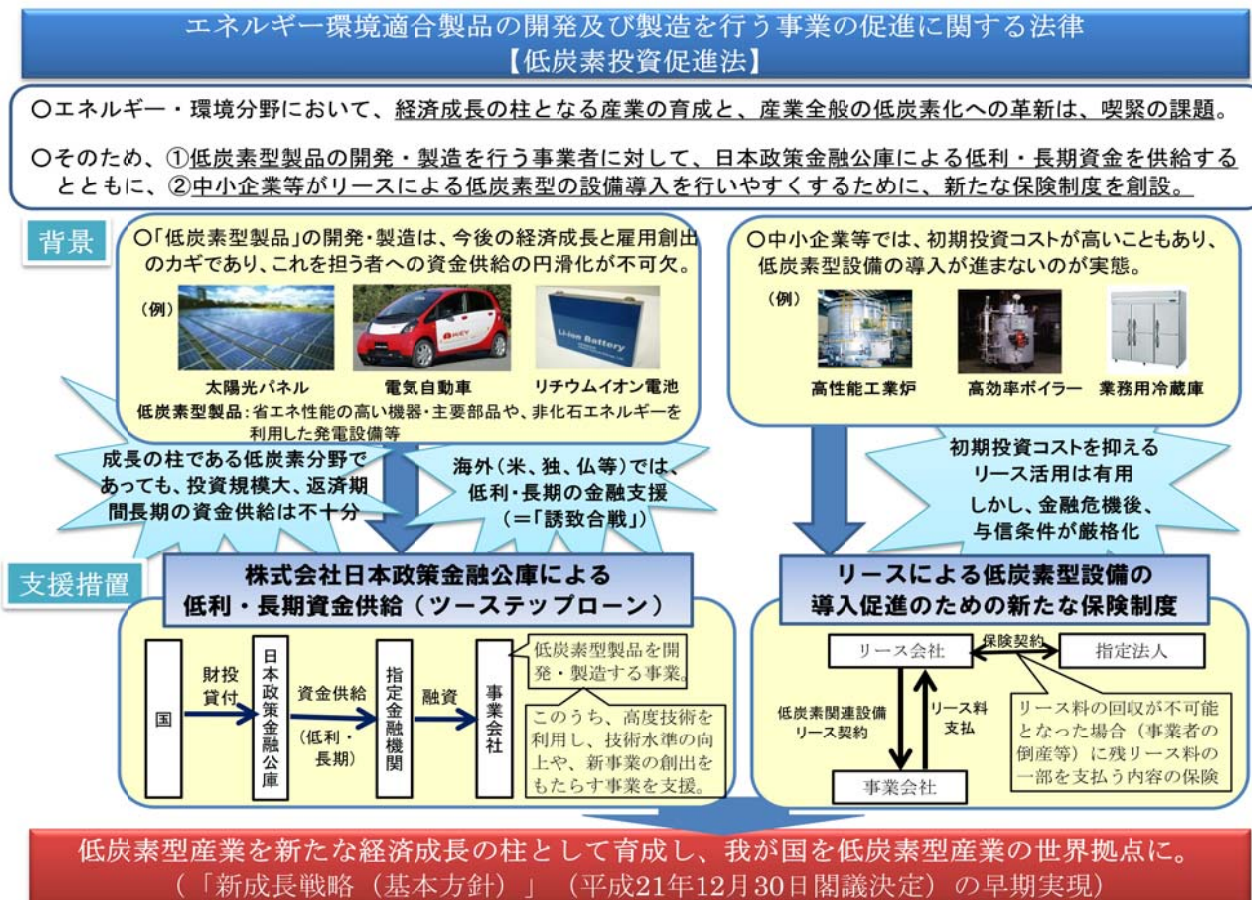
- 2010年9月に、低炭素投資促進法に基づいたリース保険事業を行う需要開拓支援法人を指定。
- 2010年12月に、低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して低炭素投資促進法に基づいた融資を行う指定金融機関を指定。

【アウトカム】

- 電気自動車、蓄電池、太陽光パネル等の「低炭素型製品」の開発・製造を行う事業者へ十分な長期資金が供給され、中小企業等がリースによる低炭素型の設備導入を行いやすくなり、低炭素型産業が新たな経済成長の柱となることが期待される。

【今後の取組】

- 関係団体等への周知等による本制度の幅広い活用を図る予定。

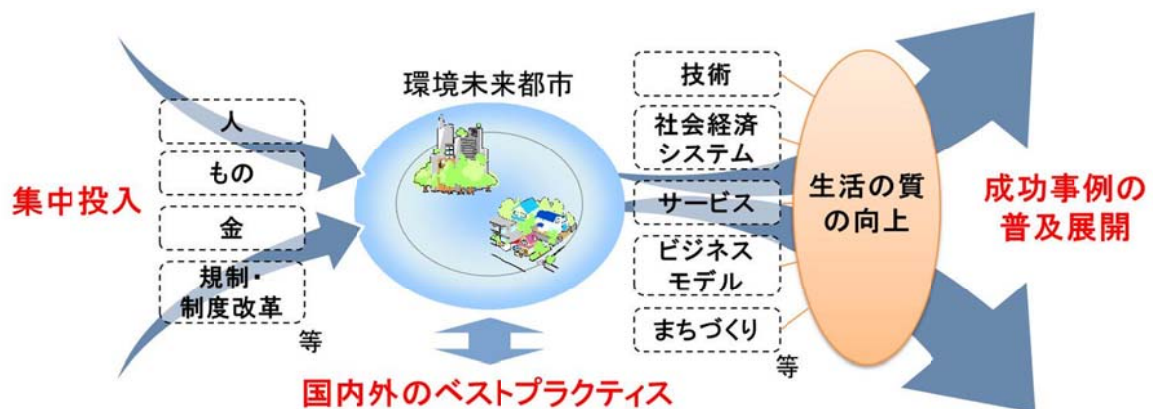


低炭素型産業を新たな経済成長の柱として育成し、我が国を低炭素型産業の世界拠点に。
（「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）の早期実現）

「環境未来都市」構想の推進

【概要】

- 限られた数の特定の都市（地域）において、世界に類のない成功事例を創出するとともに、成功事例の国内外への普及展開による需要拡大、雇用創出、国際的課題解決力の強化を実現。
- 「環境未来都市」構想有識者検討会におけるコンセプト中間取りまとめのポイント
 - ① 将来ビジョンー環境・超高齢化対応等を追求した人間中心の都市ー
 - ・ 環境価値、社会的価値、経済的価値の創造により、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」を実現。人々の生活の質を向上。
 - ・ 環境と超高齢化対応は必須のテーマ。海外とのネットワークによる強力な国際連携の下で実施。都市（地域）の実情や戦略により、適宜テーマを追加。
 - ・ 生活の基盤としての教育、医療・介護、エネルギー、情報通信技術等に関する社会経済システムへの適用のための研究開発・社会実践を集中実施。自律的、持続可能な社会経済システムを構築。
 - ② 「環境未来都市」構想の実現手段
 - ・ プロジェクトマネジメントが重要。そのための人材確保が不可欠。
 - ・ 強力なリーダーシップとスピード感を持った執行体制（実施主体）。
 - ・ 国際的な知のプラットフォームの構築・活用。



【アウトカム】

- 社会経済システムイノベーションによる地域活性化。
- 国民一人一人誰もが豊かで快適に、元気に暮らすことができる持続可能な経済社会の実現。

【今後の取組】

- 「環境未来都市」構想のコンセプト等を取りまとめた上で、「環境未来都市」の募集・選考、モデル事業等を推進。

最終とりまとめを報告

A group of men in suits are seated around a large, curved wooden conference table in a meeting room. The room has a high ceiling with several square skylights. In the background, a man in a suit is standing and speaking into a microphone. The table is covered with papers and documents.

森林・林業再生プラン推進本部
(11月30日)

森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施策が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業体の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスト等の人材の育成



10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施策の確保
- 森林管理・環境保全と経済発展の両立による集約化推進

路網整備・人材育成

- 広域で集約化を促進するための道路の高度化
- 力不足など必要な人材の育成
- 若い手となる林業事業体の育成

現 状

- 施策放棄 森林の増加
- 高齢化している森林計画制度
- 計画がなにも補助事業が受けられ、バラバラな森林施策を実施
- 丈夫で確かな路網整備への対応の遅れ
- 計画的な人材育成の欠如

現状

- 流通構造が小規模・分散・多段階
- 需要者のニーズに対応できていない供給体制
- 公共建築物の不透明感が根柢
- 毎年2,000万㎡の林地残材が発生
- 消費者理解の醸成、人材の育成が必要

木材資源の活用

- 公共建築物における木材利用の促進
- 木質バイオマス利用の拡大
- 国産材の安定供給体制の構築

中山間地域の活用

- 製材・検査用材ならミズゴケ用材までのトータル輸出

公共建築物等木材利用促進法の実効性確保

技術開発・人材養成

工務店、ハウスメーカー

プレカスト工場

品質・性能の確かな製品の安定供給

乾燥等の推進、技術開発 JAS認証の見直し

地域中小工場

大規模工場

燃料等としての利用促進

チップ工場等

燃料や紙張用チップ

多角的な利用促進

国産材特約店取扱本数トップビルド 等

木くず焚きボイラー、ペレットストーブ、石炭調換 等

公共建築物、住宅等

中山間地域での雇用拡大・経済活性化、森林の集約と機能の創出、持続可能な森林経営の確立

川上から下までのツギナツチン「安定」の取引

「見える化」の推進

公共建築物等木材利用促進法の着実な実施

【2010 年の取組概要】

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定・施行（10月）
「公共建築物等木材利用促進法」が10月1日に施行され、同4日には同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。
また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底を行うとともに、関係省庁連絡会議（10月26日）や副大臣会議（11月25日）等において、各省各庁に積極的に公共建築物等への積極的な木材利用を要請。

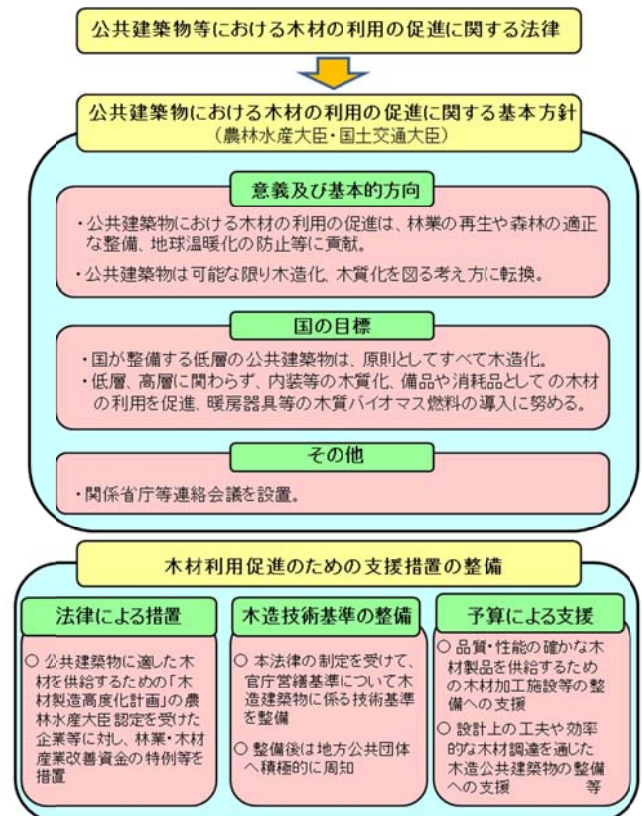


関係省庁連絡会議（10月26日）



地方公共団体への説明会（12月14日）

公共建築物等における木材利用の促進スキーム



【今後の取組】

- 「公共建築物等木材利用促進法」に基づく都道府県・市町村方針の策定や国産材の加工・流通体制の改革を実施。

医療イノベーション推進室の創設

【概要】

- 2011年1月7日、産学官から広く人材を集め、オールジャパンで医療イノベーションを推進する体制の核となる「医療イノベーション推進室」を内閣官房に設置した。
- 医療イノベーション推進室は、10～20年後、更には50年後の世界的な医療技術動向も見据えて、国際競争力を持つ日本発の医薬品・医療機器・再生医療などを次々と生み出し、世界に誇れる「医療イノベーション」を起こすことを目指す。

【アウトカム（目標）】

- 日本発の医薬品・医療機器、再生医療・個別化医療等の開発・実用化の促進

【今後の取組】

- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省の取組の縦割りを排除し、また産学官が一体となったオールジャパン体制により、研究開発の基礎から実用化まで切れ目ない研究開発費の投入や研究基盤の整備に取り組む。
- 具体的には、各省の研究開発費の一体的運用や、将来の個別化医療を見据えたデータベースやバイオバンク等のナショナルレベルでの研究開発基盤の整備などに取り組む。
- また、各省の関連施策として、①再生医療の臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みの検討、②先進医療制度の手続き等の見直し、③バイオベンチャーへの支援、などについて引き続き取組を進める。



医療イノベーション推進室
看板除幕式
(2011年1月7日)

医薬品・医療機器の開発から承認までの期間の短縮

【概要】

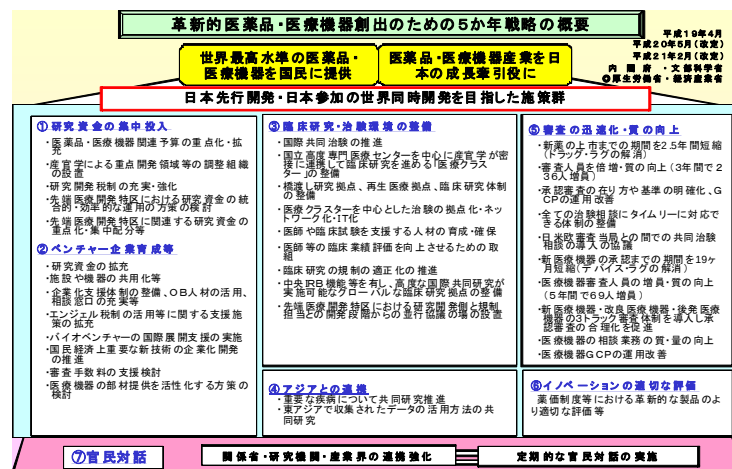
- 医薬品については「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」に基づき、ドラッグ・ラグの解消を目指す。
- 医療機器については「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、デバイス・ラグの解消を目指す。

【アウトカム】

- ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの短縮。
- 総審査期間（中央値）を、新医薬品（通常品目）12ヶ月（2010年度より4ヶ月短縮）、新医療機器（通常品目）20ヶ月（2010年度より1ヶ月短縮）とすることを目指す。

【今後の取組】

- 治験相談にタイムリーに対応するとともに、承認審査の迅速化を図られるよう、（独）医薬品医療機器総合機構の体制の整備を行うとともに、治験等が円滑に進められるよう、審査基準の明確化（ガイドラインの策定など）を図っているところ。
- また、「医療上必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」又は「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」により、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬又は医療上の必要性の高い未承認医療機器等について、早期承認につなげるため、企業に開発要請を行う。
- さらに、アカデミア・ベンチャー等による優れたシーズを実用化につなげるための新たな相談体制（薬事戦略相談）を平成23年度に創設する予定。



革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略

先進医療の評価・確認手続等の運用の改善

【概要】

- 現在、現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会における関係者の意見も聞きながら、その具体的な内容を検討しているところ。
- 当該検討においては、
 - ・先進医療の対象となる医療技術及び実施機関について、一定の安全性、有効性等を担保した上で、実施要件の設定等について弾力的な運用ができないか。
 - ・先進医療の申請に係る審査について、安全性等に関する評価の水準を維持した上で、何らかの効率化・迅速化を図ることが可能か。等の項目が現在（２０１１年１月２１日）までに６回にわたって議論されているところ。

【アウトカム】

- 必要な患者に対し、世界標準の国内未承認又は適応外の医薬品・医療機器を保険外併用にて提供することで、難治性疾患と闘う患者により多くの選択肢を提供し、そのような患者にとってのドラッグ・ラグ、デバイス・ラグを解消する。

【今後の取組】

- 中央社会保険医療協議会において２０１０年３月までに結論を得、その結果を踏まえて適切に先進医療の評価・確認手続等の見直しを行う。

〈中央社会保険医療協議会の様子〉



医療言語人材の育成

【概要】

- 英語・ロシア語・中国語について、通訳技術の向上と、医療に対する理解を深める人材育成プログラムを開発し、医療の国際化の取組において、医療機関等の高い信頼を得られるような、総合的なコミュニケーション能力を有する人材を育成する。東京外国語大学にて、委託事業を実施中。

【アウトカム】

- 2020年には、約1兆円の経済効果と約5万人の雇用を創出する（国際医療交流全体）。

【今後の取組】

- 2011年3月までに、講義に加えて、受講生が医療の国際化に対する理解を深めるため、医療機関の見学や通訳実習の機会を設けるとともに、講義の最後に修了試験を実施。講座参加者には、修了試験の結果及び医療機関における通訳実習の内容を総合的に判定し、一定レベル以上の能力を修得したことを認定する。
来年度以降は、民間事業として実施予定。

カリキュラム

日程		1 時限目 (13:00～13:50)	2 時限目 (14:00～14:50)	3 時限目 (15:00～15:50)	4 時限目 (16:00～16:50)
10月16日(土)	第1回	概論(日本の医療、各国の医療事情、国際医療通訳の役割)			
10月23日(土)	第2回	医療技術講座 「健康診断」	医療技術講座 「呼吸器科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
10月30日(土)	第3回	医療技術講座 「循環器科Ⅰ」	医療技術講座 「循環器科Ⅱ」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
11月13日(土)	第4回	医療技術講座 「消化器科Ⅰ」	医療技術講座 「消化器科Ⅱ」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
11月20日(土)	第5回	医療技術講座 「血液科」	医療技術講座 「内分泌代謝科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
11月27日(土)	第6回	医療技術講座 「脳神経外科」	医療技術講座 「放射線治療科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
12月4日(土)	第7回	医療技術講座 「泌尿器科」	医療技術講座 「産婦人科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
12月18日(土)	第8回	医療技術講座 「整形外科」	医療技術講座 「皮膚科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
12月25日(土)	第9回	医療技術講座 「眼科」	医療技術講座 「耳鼻咽喉科」	言語別ケース プレゼンテーション	言語別語学演習
1月22日(土) 1月29日(土)	修了試験				

東京外国語大学講座スケジュール

外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和

【概要】

■ 臨床修練制度に係る審査期間の短縮

- ・ 現在、入国後でなければ許可申請を提出できない取扱いとしており、また、審査手続に約2ヶ月程度を要しているため、入国後、許可が下りるまでの2ヶ月程度は十分な医療研修を実施できない状況にある。
- ・ このため、入国後、速やかに医療研修を開始できるよう、運用の見直しを行う方向で検討する。

■ 臨床修練制度に係る申請書の添付書類の簡素化

- ・ 現在、添付が必要な書類の一部について、添付不要とする。
- ・ 本国の医師免許証等については、写しの添付で可とする（現行は原本）。
- ・ 医師の診断書については、自国の医師によるもので可とする（現行は日本の医師による診断書）。

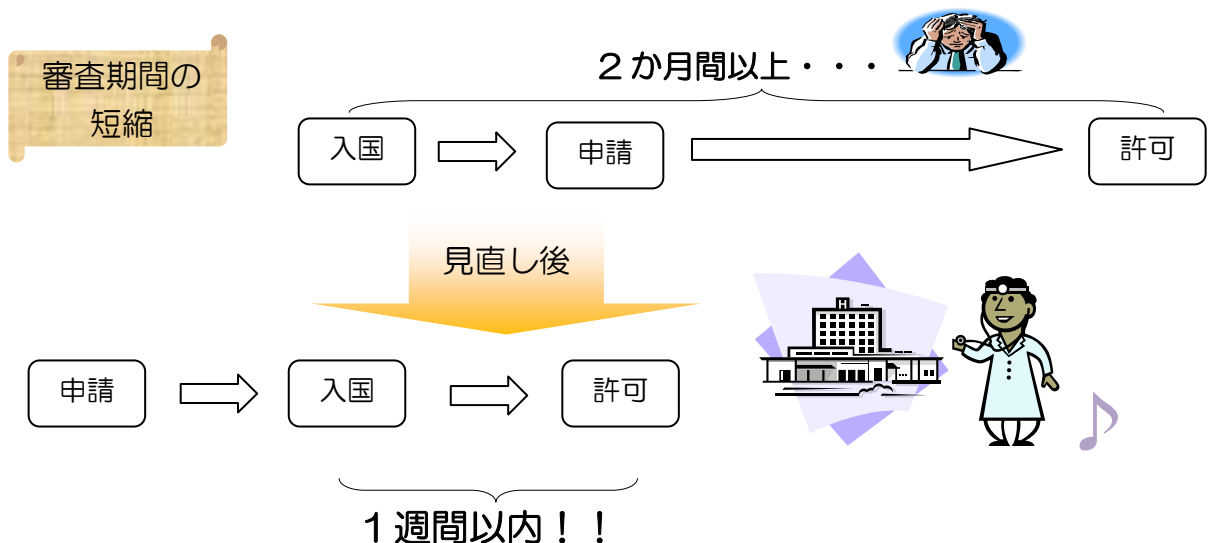
【アウトカム】

■ 許可申請に係る審査機関の短縮

■ 添付書類簡素化による、許可申請をする外国医師等の負担軽減

【今後の取組】

- 臨床修練制度の制度改正案の取りまとめ（2010年3月）
- 手続簡素化のための省令改正（2011年4月～）
- 審査期間の短縮（2011年4月～）



いわゆる「医療滞在ビザ」の設置及び
外国人患者の在留資格の取扱い明確化

【概要】

- 我が国で医療を受けようとする外国人は、従来、「短期査証(ビザ)」を取得し、在留資格「短期滞在」により入国するのが通例であったが、医療目的のビザがないため分かりにくい、長期間医療を受ける場合に日数が足りないといった指摘・要望があった。
- このため、病院等に入院して医療を受けるため長期間我が国に滞在する外国人患者及びその付添人について、長期滞在可能な在留資格を付与することなどを内容とする「特定活動告示」の一部改正等を実施した。(2010年12月)
- また、医療目的に特化した「医療滞在ビザ」を創設した。(2010年12月)

【アウトカム】

- 今回の措置により、上記指摘・要望に応じて、アジア等で急増する医療ニーズに対し、最先端の機器による診断やがん・心疾患等の治療、滞在型の慢性疾患管理など日本の医療の強みを提供しながら、国際交流の更なる高度化を図ることが可能となる。

改正前

我が国で医療を受ける目的に特化した査証(ビザ)はなく、短期間我が国に滞在するための査証(「短期査証」)・在留資格(「短期滞在」)で入国・在留

今回の措置実施後の手続きの流れ

短期間の検診・治療等の場合

入院して長期間医療を受ける場合

在留資格認定証明書を取得

日本国内における手続き

医療目的に特化した「医療滞在ビザ」を発給

海外(本国)における手続き

これまでと同様に在留資格「短期滞在」で入国

今回整備する在留資格「特定活動」(医療滞在)で入国

【今後の取組】

- 「医療滞在ビザ」の運用及び長期滞在可能な在留資格を付与する取扱いを2011年1月から開始。

パッケージ型インフラ海外展開の推進 (海外情報収集体制の強化、受注支援推進機能強化策等)

【概要】

- 2010年12月1日、外務省は49カ国、56公館に「インフラプロジェクト専門官」(各在外公館においてインフラプロジェクトに関する情報を収集・集約すると共に、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口となる。)を指名。2011年1月1日には、56公館のうち、19公館にて追加指名。

我が国の「インフラプロジェクト専門官」指名大使館・総領事館(49カ国56公館)		
1. アジア地域(15カ国、15公館) ①在インド大使館 ②在インドネシア大使館 ③在カンボジア大使館 ④在シンガポール大使館 ⑤在スリランカ大使館 ⑥在タイ大使館 ⑦在大陸中国大使館 ⑧在中華人民共和國大使館 ⑨在バングラデシュ大使館 ⑩在フィリピン大使館 ⑪在ベトナム大使館 ⑫在マレーシア大使館 ⑬在モンゴル大使館 ⑭在ラオス大使館	2. 大洋州地域(1カ国、4公館) ①在オーストラリア大使館 ②在シドニー総領事館 ③在ブリスベン総領事館 ④在メルボルン総領事館	3. 北米地域(1カ国、5公館) ①在アメリカ合衆国大使館 ②在サンフランシスコ総領事館 ③在シカゴ総領事館 ④在マイアミ総領事館 ⑤在ロサンゼルス総領事館
	4. 中東・中米地域(8カ国、8公館) ①在アルゼンチン大使館 ②在コロンビア大使館 ③在チリ大使館 ④在パナマ大使館 ⑤在ブラジル大使館 ⑥在ベネズエラ大使館 ⑦在ペルー大使館 ⑧在メキシコ大使館	5. 欧州地域(11カ国、11公館) ①在ウクライナ大使館 ②在ウズベキスタン大使館 ③在英国大使館 ④在カザフスタン大使館 ⑤在スイス大使館 ⑥在スロベニア大使館 ⑦在フィンランド大使館 ⑧在ブルガリア大使館 ⑨在ポーランド大使館 ⑩在ルーマニア大使館 ⑪在ロシア大使館
		6. 中東地域(8カ国、8公館) ①在アラブ首長国連邦大使館 ②在イラク大使館 ③在オマーン大使館 ④在カタール大使館 ⑤在クウェート大使館 ⑥在サウジアラビア大使館 ⑦在トルコ大使館 ⑧在バーレーン大使館
	7. アフリカ地域(4カ国、4公館) ①在アルジェリア大使館 ②在エジプト大使館 ③在南アフリカ共和国大使館 ④在モロッコ大使館	8. 中東地域(8カ国、8公館) ①在アラブ首長国連邦大使館 ②在イラク大使館 ③在オマーン大使館 ④在カタール大使館 ⑤在クウェート大使館 ⑥在サウジアラビア大使館 ⑦在トルコ大使館 ⑧在バーレーン大使館

(平成23年1月1日現在)

- 政令改正により、国際協力銀行(JBIC)が行い得る先進国向け投資金融に都市鉄道・水等を追加。

【アウトカム】

- 重点国・重点分野に関しインフラプロジェクト専門官を在外公館に指名することで、海外のインフラプロジェクト関連の情報収集体制を強化する一方、外務本省・在外公館・関係府省庁との緊密な情報共有体制を構築することで、政府一体となってインフラプロジェクトの海外展開を図る事業者を支援する体制を整備。
- 関係政府機関のファイナンス面での機能強化を行い、大型プロジェクトの増加と資金の巨額化・長期化に対応。

【今後の取組】

- アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるため、インフラプロジェクト専門官を通じて情報収集と相手国への働きかけを行うことでそれに即応できる体制・制度を構築し、インフラ分野の民間企業の取組を支援。
- 2010年12月10日付パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の決定に基づき、JBICの機能強化及び日本政策金融公庫からの分離、(独)国際協力機構(JICA)の海外投融資の年度内の再開、(独)日本貿易保険(NEXI)による貿易保険の強化により、関係政府機関のファイナンス面での機能を強化。